

県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 592 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 6 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村江代字尾迎 2145
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 熊本県告示第 593 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 6 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村江代字平 1576 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 熊本県告示第 594 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり手数料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 16 年 6 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容  
熊本県手数料条例第 2 条第 1 項第 110 号の 2 に規定する保育士登録申請手数料、同項第 110 号の 3 に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第 110 号の 4 に規定する保育士登録証再交付手数料
- 2 委託の相手方  
社会福祉法人日本保育協会 東京都渋谷区神宮前五丁目 53 番 1 号
- 3 委託する日  
平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

#### 熊本県告示第 595 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定により公有水面埋立ての出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 16 年 6 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び名称  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 道路管理者 熊本県  
天草郡倉岳町大字棚底 1919 番地 倉岳町土地開発公社
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
1 工区